

取引所為替証拠金取引に係る為替証拠金基準額の算出方法について

平素は、本取引所の運営に関し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年 8 月 1 日より、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「業府令」という。）の一部を改正する内閣府令が施行されます。

これにより、個人顧客を相手方とする外国為替証拠金（FX）取引等について、一日の為替の価格変動をカバーできる水準を証拠金として確保することを基本とし、想定元本の一定比率以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止する規制（以下「レバレッジ規制」という。）が課されることとなります。

本取引所は、今般の業府令改正に伴い、レバレッジ規制の対象となる個人顧客について適用する為替証拠金基準額の算出方法について検討しております。これに係る制度要綱は、別紙の通りです。

以 上

取引所為替証拠金取引に係る為替証拠金基準額の算出方法に関する制度要綱（案）

平成 22 年 5 月 12 日

(株) 東京金融取引所

項 目	内 容	備 考
I. 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 本年 8 月 1 日より、個人顧客を相手方とする外国為替証拠金 (FX) 取引等について、一日の為替の価格変動をカバーできる水準を証拠金として確保することを基本とし、想定元本の一定比率以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止する規制 (以下「レバレッジ規制」という。) に係る金融商品取引業等に関する内閣府令 (以下「業府令」という。) の一部を改正する内閣府令が施行される。 本取引所の為替証拠金取引参加者は、取引所為替証拠金取引に関し、本取引所が定める為替証拠金基準額またはこれに任意に上乗せした額を基準として顧客から預託を受けべき証拠金の額を算出している。 については、今般の業府令改正に伴い、本取引所として、レバレッジ規制の対象となる個人顧客について適用する為替証拠金基準額 (以下「為替証拠金基準額」という。) の算出方法を定めるものである。 	<ul style="list-style-type: none"> レバレッジ規制の対象となる個人顧客は、業府令 (平成 22 年 8 月 1 日施行) 第 117 条第 1 項第 27 号に規定する顧客となる。
II. 内容 (1) 為替証拠金基準額の算出の方法	<ul style="list-style-type: none"> 取引所為替証拠金取引の 1 取引単位あたりの為替証拠金基準額は、取引所為替証拠金取引の種類ごとの元本金額に対して、百分の四を乗じて得た額を、本取引所が定める外国為替相場により円貨額に換算し、端数金額を 1,000 円単位に切り上げた額とする。 本年 8 月 1 日から起算して一年を経過する日までの間は、上記において「百分の四」とあるのは、取引所為替証拠金取引の種類に応じて、次に掲げる数値とする。 <ol style="list-style-type: none"> 米ドル・日本円取引所為替証拠金取引、ユーロ・日本円取引所為替証拠金取引、英ポンド・日本円取引所為替証拠金取引、豪ドル・日本円取引所為替証拠金取引、スイスフラン・日本円取引所為替証拠金取引、カナダドル・日本円取引所為替証拠金取引、NZ ドル・日本円取引所為替証拠金取引 百分の二 南アランド・日本円取引所為替証拠金取引、トルコリラ・日本円取引所為替証拠金取引、ノルウェークローネ・日本円取引所為替証拠金取引、香港ドル・日本円取引所為替証拠金取引、スウェーデンクローナ・日本円取引所為替証拠金取引、メキシコペソ・日本円取引所為替証拠金取引、ポーランドズロチ・日本円取引所為替証拠金取引 百分の四 	<ul style="list-style-type: none"> 本取引所は、業府令 (平成 22 年 8 月 1 日施行) 第 117 条第 7 項及び第 8 項に規定する「外国為替相場の変動を適切に反映させた額」として、左記の方法により為替証拠金基準額を算出する。 具体的な計算例については、別添参照。

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 為替証拠金基準額の適用期間</p> <p>(3) 取引参加者等への周知等</p> <p>Ⅲ. 実施予定時期</p>	<p>(3) ユーロ・米ドル取引所為替証拠金取引、英ポンド・米ドル取引所為替証拠金取引、英ポンド・スイスフラン取引所為替証拠金取引、米ドル・スイスフラン取引所為替証拠金取引、米ドル・カナダドル取引所為替証拠金取引、豪ドル・米ドル取引所為替証拠金取引、ユーロ・スイスフラン取引所為替証拠金取引、ユーロ・英ポンド取引所為替証拠金取引、NZドル・米ドル取引所為替証拠金取引、ユーロ・豪ドル取引所為替証拠金取引、英ポンド・豪ドル取引所為替証拠金取引 百分の三</p> <ul style="list-style-type: none"> 本取引所が定める外国為替相場は、毎週の最終の取引日（以下「算定基準日」という。）から遡る5取引日（当該算定基準日を含む。）における、各取引所為替証拠金取引の元本金額の通貨1単位あたりの日本円相当額から算出する金融指標に係る取引所為替証拠金取引の為替清算価格の平均値とする。 為替証拠金基準額は、算定基準日の属する週の翌々週における最初の取引日から最終の取引日まで適用するものとする。 本取引所は、為替証拠金基準額を算出したときは、為替証拠金取引参加者への通知及び公表を行うものとする。 <p>平成22年8月1日（日）より実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原則、算定基準日の属する週の翌週月曜日に、算定基準日の属する週の翌々週から適用する為替証拠金基準額を算出する。

以 上

1. 為替証拠金基準額の算出方法

為替証拠金基準額＝取引単位（元本金額）×○％×（5取引日の為替清算価格平均値）

- ・為替証拠金基準額は通貨ペアごとに定めます。
- ・為替証拠金基準額は千円単位とし、1千円未満の端数は切り上げます。

(計算例) 平成22年4月19日～23日を換算レート計算対象期間とすると、以下のとおり。

例1. 米ドル・日本円取引所為替証拠金取引の1取引単位あたりの為替証拠金基準額の場合
10,000米ドル×2%×(92.41+93.22+93.17+93.49+94.01(*))÷5=18,652円
⇒為替証拠金基準額：19,000円（千円単位に切り上げ）
*は、米ドル・日本円取引所為替証拠金取引の為替清算価格

例2. ユーロ・米ドル取引所為替証拠金取引の1取引単位あたりの為替証拠金基準額の場合
10,000ユーロ×3%×(124.63+125.26+124.81+124.28+125.77(*))÷5=37,485円
⇒為替証拠金基準額：38,000円（千円単位に切り上げ）
*は、ユーロ・日本円取引所為替証拠金取引の為替清算価格

2. 為替証拠金基準額に係る運用のイメージ図

